別記２

試験の区分「行政」の場合は、採用を希望する地域（試験の区分）に対応する第２次試験地で受験する。

試験の区分「行政」以外の場合は、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験する。

１．試験の区分「行政」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
行政北海道地域	札幌市　盛岡市 仙台市　秋田市 さいたま市　習志野市 東京都　新潟市 長野市　静岡市 名古屋市　金沢市 京都市　大阪市 神戸市　松江市 岡山市　広島市 山口市　高松市 松山市　福岡市 北九州市　熊本市 鹿児島市　那覇市	札幌市
行政東北地域		仙台市
行政関東甲信越地域		さいたま市　東京都
行政東海北陸地域		名古屋市　金沢市
行政近畿地域		大阪市
行政中国地域		広島市
行政四国地域		高松市
行政九州地域		福岡市　熊本市
行政沖縄地域		那覇市

㈱　試験の区分「行政関東甲信越地域」、「行政東海北陸地域」及び「行政九州地域」の第２次試験地については、以下のとおりとする。

・「行政関東甲信越地域」　さいたま市又は東京都のいずれかを第１次試験合格通知書で指定

・「行政東海北陸地域」　名古屋市又は金沢市のいずれかを第１次試験合格通知書で指定

・「行政九州地域」　福岡市又は熊本市のいずれかを第１次試験合格通知書で指定

２．試験の区分「電気・電子・情報」、「機械」、「土木」、「建築」、「物理」及び「化学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
電気・電子・情報	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
機械	さいたま市　習志野市 東京都　新潟市 長野市	さいたま市 東京都
土木	静岡市　名古屋市 金沢市	名古屋市 金沢市
建築	京都市　大阪市 神戸市	大阪市
物理	松江市　岡山市 広島市　山口市	広島市
化学	高松市　松山市	高松市
	福岡市　北九州市 熊本市　鹿児島市	福岡市 熊本市
	那覇市	那覇市

㈱　第１次試験をさいたま市、習志野市、東京都、新潟市及び長野市で受験した者の第２次試験地については、さいたま市又は東京都のいずれか、静岡市、名古屋市及び金沢市で受験した者の第２次試験地については、名古屋市又は金沢市のいずれか、福岡市、北九州市、熊本市及び鹿児島市で受験した者の第２次試験地については、福岡市又は熊本市のいずれかを第１次試験合格通知書で指定する。

３．試験の区分「農学」及び「農業農村工学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農学	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
	さいたま市　習志野市 東京都　長野市	さいたま市
	新潟市	新潟市
	静岡市　名古屋市	名古屋市
	金沢市	金沢市
農業農村工学	京都市　大阪市 神戸市	京都市
	松江市　岡山市 広島市　山口市	岡山市
	高松市　松山市	高松市
	福岡市　北九州市	福岡市
	熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

４．試験の区分「林学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	秋田市
	さいたま市　習志野市 東京都　新潟市 長野市	前橋市